

## Ⅱ－５

# 緊急時における住民への情報提供について

柏崎刈羽原子力規制事務所

## Ⅱ－５ 緊急時における住民への情報提供について

### (1) 緊急時に住民に広報すべき情報

- ・ 事故の状況、放射線量のデータ、交通規制の状況などの「**事実の情報**」
- ・ 避難・退避、飲食物の摂取制限など住民が取るべき行動の指針などの「**行政の判断**」

### (2) 住民広報の手段

#### <県>

- ・ 県のホームページ
- ・ 指定地方公共機関の活用  
ラジオ、テレビ放送  
地元報道機関ホームページ

#### <地元市町村>

- ・ 防災行政無線（屋外設置、戸別設置）
- ・ 広報車
- ・ 主要箇所への掲示（駅前などの電光掲示）
- ・ エリアメール
- ・ その他

#### <注意事項>

- ・ 迅速かつ正確に情報を伝えるための内容、伝えるタイミングなどの整合性に留意
- ・ 自宅、職場、学校、屋外などあらゆる場所に住民が居ることを想定し、複数の手段を用い、同時並行的に伝達
- ・ 広報手段毎の制約・特性を知る

例：広報車の移動速度が速ければ、情報を聞き逃す。

住民の統制に必要な情報を流さなければ混乱を生ずる。対象住民が多数の場合、結果として無用の被ばくを招く。

屋外設置の防災行政無線の聞きにくさ（既知）

### (3) 広報文作成上の注意点

- ・住民への知識の普及の度合いを勘案して、住民が理解できるよう情報を整理する。
- ・放射線量のデータを伝える場合には、その意味を理解するための情報（平常時の数値、法令などの基準・指標）を必ず付け加える。
- ・事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況などの情報を伝える場合には、テレビなどで生中継ができるよう必ず地図を用いる。

### (4) 災害弱者への対応

- ・視覚障害者  
防災無線放送、ラジオ
- ・聴覚障害者  
ラジオ、テレビによる文字放送、インターネット
- ・外国人  
外国人旅行者の増加  
当該地域に多い旅行者の国籍に留意（英語・中国語・韓国語）

### (5) 平常時からの情報提供

広報誌、パンフレット、ビデオ、インターネットなど、多様な手段により周知